

# 第115期定時株主総会招集ご通知に際しての インター ネット 開 示 事 項

**【事業報告】  
当行の新株予約権等に関する事項**

**【計算書類】  
株主資本等変動計算書  
個別注記表**

**【連結計算書類】  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表**

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

**株式会社京葉銀行**

上記の事項につきましては、法令及び当行定款第16条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html>) に掲載することにより、株主の皆さんに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要	新 株 予 約 権 等 を 有 す る 者 の 人 数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社京葉銀行2011年第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：230個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 11,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2011年7月21日から 2041年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	2人
	① 名称：株式会社京葉銀行2012年第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：285個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 14,250株 ④ 新株予約権の行使期間：2012年8月2日から 2042年8月1日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	2人
	① 名称：株式会社京葉銀行2013年第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：246個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 12,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2013年8月2日から 2043年8月1日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	2人
	① 名称：株式会社京葉銀行2014年第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：304個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 15,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2014年8月1日から 2044年7月31日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	2人
	① 名称：株式会社京葉銀行2015年第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：255個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 12,750株 ④ 新株予約権の行使期間：2015年8月1日から 2045年7月31日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
	① 名称：株式会社京葉銀行2016年第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：924個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 46,200株 ④ 新株予約権の行使期間：2016年8月2日から 2046年8月1日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人

	新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要	新 株 予 約 権 等 を 有 す る 者 の 人 数
取 締 役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社京葉銀行2017年第7回新株予約権 ② 新株予約権の数：885個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 44,250株 ④ 新株予約権の行使期間：2017年8月1日から 2047年7月31日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
	① 名称：株式会社京葉銀行2018年第8回新株予約権 ② 新株予約権の数：920個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 46,000株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年8月2日から 2048年8月1日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
	① 名称：株式会社京葉銀行2019年第9回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,713個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 85,650株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年8月2日から 2049年8月1日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
	① 名称：株式会社京葉銀行2020年第10回新株予約権 ② 新株予約権の数：2,237個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 111,850株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年8月4日から 2050年8月3日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	6人
社 外 取 締 役	—	—
監 查 役	—	—

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要	新 株 予 約 権 等 を 交 付 し た 者 の 人 数
執 行 役 員	① 名称：株式会社京葉銀行2020年第10回新株予約権 ② 新株予約権の数：1,160個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 58,000株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年8月4日から 2050年8月3日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	8人
使 用 人	—	—
子 会 社 及 び 子 法 人 等 の 会 社 役 員 及 び 使 用 人	—	—

第115期(2020年4月1日から)  
2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本									自己株式 合計	株主資本 合計		
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合計					
		資 本 金	資 本 剰 余 金	利 準 備 金	利 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金	利 溢 繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	49,759	39,704	39,704	10,055	152,720	8,826	171,601	△8,432	252,633				
当 期 変 動 額													
剩 余 金 の 配 当						△2,350	△2,350		△2,350				
当 期 純 利 益						7,358	7,358		7,358				
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0				
自 己 株 式 の 処 分						△24	△24	131	107				
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						157	157		157				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)													
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	5,141	5,141	130	5,272				
当 期 末 残 高	49,759	39,704	39,704	10,055	152,720	13,968	176,743	△8,301	257,906				

	評 価 ・ 換 算 差 額 等						新 株 予 纴 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金 差	評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	合 計			
当 期 首 残 高	20,003		7,198		27,202		346	280,182
当 期 変 動 額								
剩 余 金 の 配 当								△2,350
当 期 純 利 益								7,358
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								107
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								157
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	6,928	△157		6,770		△33		6,737
当 期 変 動 額 合 計	6,928	△157		6,770		△33		12,009
当 期 末 残 高	26,932		7,040		33,973		312	292,192

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,194百万円であります。

② 現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

具体的には、担保・保証で保全されていない額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定額以上の大口債務者については、担保・保証で保全されていない額から合理的に返済が見込まれるキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を貸倒引当金として計上しております。

- (3) 貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- (4) 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により算出した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、「重要な会計上の見積り」を開示しております。

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

#### 1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金	15,465百万円
-------	-----------

## 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6.引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

### (2) 主要な仮定

#### ① 債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し

債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ② 新型コロナウイルス感染症の収束時期とその影響

新型コロナウイルス感染症の収束には今後も時間を要すると見込んでおり、国内外の経済、企業活動は徐々に回復していくものの、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるものと仮定しております。

### (3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化や、新型コロナウイルスの感染状況が、経済、企業活動に与える影響の変化等により、会計上の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 54百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,570百万円、延滞債権額は39,804百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は86百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,263百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,724百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,384百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 218,705百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 2,621百万円  
借用金 216,600百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,064百万円及びその他資産28,058百万円を差し入れております。

- また、その他の資産には、保証金3,088百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、732,784百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,572百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 58,882百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,927百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,959百万円であります。

13. 関係会社に対する金銭債権総額 0百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額 3,566百万円

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

ただし、銀行法施行規則第17条の7の4の規定により、剰余金の配当をする日における資本準備金、利益準備金の総額が当該日における資本金の額以上であるため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金は計上しておりません。

#### (損益計算書関係)

##### 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 1百万円

役務取引等に係る収益総額 10百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 11百万円

##### 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 8百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 398百万円

##### 2. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	遊休資産 5件	土地、建物及び動産等	987百万円

これらの資産は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額987百万円（土地252百万円、建物666百万円、動産等69百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、営業用店舗についてはエリア一体営業におけるエリア単位（ただし、エリア一体営業を行っていないところは営業店単位）で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価額に基づいておりますが、重要性が乏しい土地については、主として路線価に基づき算定しております。また、建物及び動産については、正味売却価額を原則として零としております。

### 3. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社京葉銀保証サービス	千葉市中央区	30	信用保証業務	43	各種ローンの債務保証	被債務保証	20,844	-	-

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社京葉銀保証サービスとの取引については、すべて通常の取引であり、一般的な取引条件と同様であります。

#### (株主資本等変動計算書関係)

##### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要	要
自己株式						
普通株式	8,394	1	130	8,265	(注)	
合計	8,394	1	130	8,265		

(注) 自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使 130千株

単元未満株式の売渡し 0千株

#### (有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

##### 1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△11

2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	89,789	99,899	10,109
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,378	2,562	183
	その他	15,000	15,148	148
	うち外国証券	15,000	15,148	148
	小計	107,167	117,609	10,442
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,000	4,999	△1
	うち外国証券	5,000	4,999	△1
	小計	5,000	4,999	△1
合計		112,167	122,608	10,441

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	54
関連法人等株式	—
合計	54

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

#### 4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	78,889	47,949	30,940
	債券	438,186	426,618	11,567
	国債	358,532	347,638	10,894
	地方債	31,715	31,513	201
	短期社債	—	—	—
	社債	47,938	47,467	471
	その他の	54,762	52,099	2,663
	うち外国証券	9,784	9,510	274
	小計	571,838	526,667	45,170
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,590	7,273	△682
	債券	206,387	208,032	△1,644
	国債	81,121	82,028	△907
	地方債	87,277	87,630	△352
	短期社債	—	—	—
	社債	37,989	38,374	△384
	その他の	147,049	151,183	△4,133
	うち外国証券	21,617	22,183	△565
	小計	360,028	366,489	△6,461
合計		931,867	893,157	38,709

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	728
その他	890
合計	1,618

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,780	1,654	340
債券	94,712	186	422
国債	76,602	185	422
地方債	—	—	—
短期社債	17,999	0	—
社債	110	0	—
その他	66,754	748	1,758
うち外国証券	45,771	465	723
合計	166,247	2,588	2,521

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,954	1

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	9,882百万円
退職給付引当金	1,833百万円
減価償却費	789百万円
賞与引当金	400百万円
その他	2,416百万円
繰延税金資産小計	<u>15,321百万円</u>
評価性引当額	△158百万円
繰延税金資産合計	<u>15,162百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,790百万円
繰延税金負債合計	<u>△11,790百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,372百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,233円83銭
1株当たりの当期純利益金額	56円32銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	56円13銭

連結株主資本等変動計算書（自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	49,759	39,704	171,957	△8,432	252,989
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△2,350		△2,350
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			7,383		7,383
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△24	131	107
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			157		157
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	—	5,166	130	5,297
当 期 末 残 高	49,759	39,704	177,123	△8,301	258,286

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	20,065	7,198	△2,744	24,519	346	4,451	282,306
当 期 变 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△2,350
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益							7,383
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							107
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							157
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)	6,949	△157	3,196	9,987	△33	492	10,447
当 期 变 動 額 合 計	6,949	△157	3,196	9,987	△33	492	15,744
当 期 末 残 高	27,015	7,040	451	34,507	312	4,944	298,051

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 連結計算書類の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 3社

株式会社京葉銀キャピタル＆コンサルティング  
株式会社京葉銀カード  
株式会社京葉銀保証サービス

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 該当事項はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当事項はありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

千葉・江戸優り佐原観光活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

(1) 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,322百万円であります。

(2) 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

具体的には、担保・保証で保全されていない額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定額以上の大口債務者については、担保・保証で保全されていない額から合理的に返済が見込まれるキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を貸倒引当金として計上しております。

(3) 貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

(4) 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 9. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

## 10. 眠睡預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

## 12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により算出した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、「重要な会計上の見積り」を開示しております。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (貸倒引当金)

#### 1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 15,643百万円

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### (1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

##### (2) 主要な仮定

① 債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し

債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

② 新型コロナウイルス感染症の収束時期とその影響

新型コロナウイルス感染症の収束には今後も時間を要すると見込んでおり、国内外の経済、企業活動は徐々に回復していくものの、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるものと仮定しております。

##### (3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化や、新型コロナウイルスの感染状況が、経済、企業活動に与える影響の変化等により、会計上の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,559百万円、延滞債権額は39,770百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は128百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,263百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,722百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,384百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	218,705百万円
------	------------

担保資産に対応する債務	
-------------	--

預金	2,621百万円
----	----------

借用金	216,600百万円
-----	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,064百万円及びその他資産28,058百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金3,122百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、739,810百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土

地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,572百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 58,939百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,927百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,959百万円あります。

#### （連結損益計算書関係）

- 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,936百万円を含んでおります。
- 「営業経費」には、給料・手当13,518百万円、減価償却費3,721百万円及び退職給付費用1,300百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却27百万円及び株式等売却損340百万円を含んでおります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県内	遊休資産 5件	土地、建物及び動産等	987百万円

これらの資産は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額987百万円（土地252百万円、建物666百万円、動産等69百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグローピングは、営業用店舗についてはエリア一体営業におけるエリア単位（ただし、エリア一体営業を行っていないところは営業店単位）で、遊休資産については各資産単位で、連結子会社については各社を一つの単位として行っております。また、本部・本店、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価額に基づいておりますが、重要性が乏しい土地については、主として路線価に基づき算定しております。また、建物及び動産については、正味売却価額を原則として零としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	138,927	—	—	138,927	
合計	138,927	—	—	138,927	
自己株式					
普通株式	8,394	1	130	8,265	(注)
合計	8,394	1	130	8,265	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りであります。

自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使	130千株
単元未満株式の売渡し	0千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—				312	
合計			—				312	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日定時株主総会	普通株式	1,174百万円	9.0円	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日取締役会	普通株式	1,175百万円	9.0円	2020年9月30日	2020年12月3日
合計		2,350百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2021年6月25日開催の定期株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	1,306百万円
② 1株当たり配当額	10.0円
③ 基準日	2021年3月31日
④ 効力発生日	2021年6月28日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等（以下「当行グループ」という）は、千葉県を営業基盤とする地域金融機関として、預金や貸出業務及び各種金融サービスのほか、有価証券投資などを行っております。資金調達は預金を中心に行い、社債や債権流動化による調達は行っておりません。また、資金運用は中小企業向けや住宅ローンを中心とした貸出業務及び国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な金融商品での運用は行っておりません。

また、金利変動により現在価値や期間収益が変動する金融資産及び金融負債を保有しているため、金利の変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件通りに債務が履行されない可能性があります。有価証券は国債を中心とする債券や上場株式、投資信託等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利・為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行の信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

また、外貨建の金融資産・金融負債が純額で資産超または負債超となった場合、為替相場が変動することにより現在価値や期間収益に影響を与える為替リスクに晒されております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。なお、連結される子会社及び子法人等についても当行の管理体制に準じ、各社のリスク・プロファイルに見合った管理を行っております。

###### ① 信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理規定」に定めた信用リスク管理の基本方針、融資の基本姿勢に則り、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、信用格付、問題債権の対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業店のほか融資部等の信用リスク管理所管部署が行っております。また、信用リスクを分散するため「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的に取締役会等への報告を行っております。さらに与信管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

###### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当行は、「ALM委員会規定」に金利動向の予測、金利リスク量の把握、分析等を行うことを明記し、金利の変動リスクを管理しております。リスク管理を統括するリスク管理部は、ギャップ分析や金利感応度分析等を行い資産・負債の金利や期間を総合的に把握しており、定期的にALM委員会や取締役会等への報告を行っております。

なお、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引は行っておりません。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会で年度ごとの運用方針を決定したうえ、「市場関連リスク管理規定」等に従いリスクの管理を行っております。資金運用を所管する資金証券部は、年間の運用枠を設定し債券及び上場株式、投資信託等の購入を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部及びALM委員会に報告し、検討、分析を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引及び当行勘定の外貨資金調達取引等があります。資金証券部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引や、先物為替予約取引等を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク要因である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」「有価証券」のうち債券及び「預金」であり、株式の価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「有価証券」のうち株式であります。当行では、これらの金融商品の市場リスク量について、VaRによる定量的分析を利用しており、その算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

2021年3月31日現在、当行の市場リスク量は、全体で49,900百万円です。なお、当行では、算定したVaRの値と実際の損益を比較するバックテストティングを実施しており、算定にあたり使用する計測モデルは市場リスクを適切に捕捉していることを確認しております。

ただし、VaRは過去の一定期間（観測期間）の金利、株価の変動をベースに統計的手法により市場リスク量を計測する方法であり、観測期間に捉えきれなかったストレス事象の発生によるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規定」に流動性リスクの適切な管理を行うことを明記し、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また「流動性危機時におけるコンテンジエンシー・プラン」を策定し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	514,412	514,412	—
(2) 有価証券	1,045,713	1,056,154	10,441
満期保有目的の債券	112,167	122,608	10,441
その他有価証券	933,545	933,545	—
(3) 貸出金	3,875,818		
貸倒引当金（＊）	△15,479		
	3,860,339	3,876,531	16,192
資 産 計	5,420,465	5,447,098	26,633
(1) 預金	4,926,199	4,926,250	51
(2) 譲渡性預金	85,874	85,874	—
(3) 借用金	216,600	216,600	—
負 債 計	5,228,673	5,228,724	51

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) 有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。投資信託は、取引所における取引価格又は投資信託委託会社から提示された基準価格によっております。自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

##### (3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間

(1年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負 債

### (1) 預金、及び(2) 謙渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び謙渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 借用金

借用金は全て約定期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（*）	729
② その他の証券（*）	891
合 計	1,620

(\*) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	471,684	—	—	—	—	—
有価証券（*1）	108,114	224,673	87,832	23,419	157,763	165,852
満期保有目的の債券	379	60,000	12,000	—	—	40,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	107,735	164,673	75,832	23,419	157,763	125,852
貸出金（*2）	619,404	574,368	486,077	404,490	482,391	1,267,756
合 計	1,199,203	799,042	573,909	427,909	640,155	1,433,609

(\*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しません。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない41,329百万円は含めておりません。

## (注4) 預金及び譲渡性預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
預金（*）	3,500,936	406,390	556,930	139,838	203,022	119,080
譲渡性預金	5,700	—	79,000	1,174	—	—
借用金	95,600	121,000	—	—	—	—
合 計	3,602,236	527,390	635,930	141,012	203,022	119,080

（\*）預金のうち、要求払預金については、「3カ月未満」に含めて開示しております。

## (有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

## 1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△11

## 2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	89,789	99,899	10,109
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,378	2,562	183
	その他	15,000	15,148	148
	うち外国証券	15,000	15,148	148
	小計	107,167	117,609	10,442
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,000	4,999	△1
	うち外国証券	5,000	4,999	△1
	小計	5,000	4,999	△1
合計		112,167	122,608	10,441

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	78,889	47,949	30,940
	債券	438,186	426,618	11,567
	国債	358,532	347,638	10,894
	地方債	31,715	31,513	201
	短期社債	—	—	—
	社債	47,938	47,467	471
	その他の	56,441	52,174	4,267
	うち外国証券	11,463	9,584	1,878
	小計	573,517	526,742	46,775
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,590	7,273	△682
	債券	206,387	208,032	△1,644
	国債	81,121	82,028	△907
	地方債	87,277	87,630	△352
	短期社債	—	—	—
	社債	37,989	38,374	△384
	その他の	147,049	151,183	△4,133
	うち外国証券	21,617	22,183	△565
	小計	360,028	366,489	△6,461
合計		933,545	893,231	40,314

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,780	1,654	340
債券	94,712	186	422
国債	76,602	185	422
地方債	—	—	—
短期社債	17,999	0	—
社債	110	0	—
その他	66,754	748	1,758
うち外国証券	45,771	465	723
合計	166,247	2,588	2,521

## 5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

### （金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,954	1

#### （1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	2,240円83銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	56円52銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	56円32銭

### （ストック・オプション等関係）

#### 1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 74百万円

#### 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

##### （1）ストック・オプションの内容

	2011年第1回新株予約権	2012年第2回新株予約権	2013年第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役15名	当行取締役15名	当行取締役15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式147,250株	普通株式134,600株	普通株式87,500株
付与日	2011年7月20日	2012年8月1日	2013年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2011年7月21日から 2041年7月20日まで	2012年8月2日から 2042年8月1日まで	2013年8月2日から 2043年8月1日まで

	2014年第4回新株予約権	2015年第5回新株予約権	2016年第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役13名	当行取締役13名	当行取締役6名及び執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式87,200株	普通株式58,800株	普通株式114,250株
付与日	2014年7月31日	2015年7月31日	2016年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	2015年8月1日から 2045年7月31日まで	2016年8月2日から 2046年8月1日まで

	2017年第7回新株予約権	2018年第8回新株予約権	2019年第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員9名	当行取締役6名及び執行役員8名	当行取締役6名及び執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式101,250株	普通株式81,150株	普通株式141,400株
付与日	2017年7月31日	2018年8月1日	2019年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年8月1日から 2047年7月31日まで	2018年8月2日から 2048年8月1日まで	2019年8月2日から 2049年8月1日まで

	2020年第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式169,850株
付与日	2020年8月3日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年8月4日から 2050年8月3日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年10月1日付株式併合（普通株式2株につき1株の割合）による併合後の株式数に調整して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2011年第1回新株予約権	2012年第2回新株予約権	2013年第3回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	17,250株	19,350株	19,100株
権利確定	—	—	—
権利行使	5,750株	5,100株	6,800株
失効	—	—	—
未行使残	11,500株	14,250株	12,300株

	2014年第4回新株予約権	2015年第5回新株予約権	2016年第6回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	25,500株	19,700株	72,000株
権利確定	—	—	—
権利行使	10,300株	6,950株	22,400株
失効	—	—	—
未行使残	15,200株	12,750株	49,600株

	2017年第7回新株予約権	2018年第8回新株予約権	2019年第9回新株予約権	2020年第10回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	141,400株	—
付与	—	—	—	169,850株
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	141,400株	—
未確定残	—	—	—	169,850株
権利確定後				
前連結会計年度末	70,550株	74,750株	—	—
権利確定	—	—	141,400株	—
権利行使	20,200株	20,350株	33,000株	—
失効	—	—	—	—
未行使残	50,350株	54,400株	108,400株	—

(注) 2018年10月1日付株式併合（普通株式2株につき1株の割合）による併合後の株式数に調整して記載しております。

## ② 単価情報

	2011年第1回新株予約権	2012年第2回新株予約権	2013年第3回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	518円	518円	518円
付与日における公正な評価単価	792円	640円	1,010円

	2014年第4回新株予約権	2015年第5回新株予約権	2016年第6回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	518円	518円	518円
付与日における公正な評価単価	986円	1,192円	808円

	2017年第7回新株予約権	2018年第8回新株予約権	2019年第9回新株予約権	2020年第10回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	518円	518円	518円	—
付与日における公正な評価単価	858円	964円	580円	420円

(注) 1. 2018年10月1日付株式併合（普通株式2株につき1株の割合）による影響を反映した金額を記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及びその見積方法

	2020年第10回新株予約権
株価変動性（注1）	33.17%
予想残存期間（注2）	3.59年
予想配当（注3）	20円/株
無リスク利子率（注4）	△0.151%

(注1) 予想残存期間3.59年に対応する期間の株価実績に基づき算定しております。

(注2) 過去10年間に退任した取締役等の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積っております。

(注3) 2020年3月期の配当実績によります。

(注4) 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。